

**大阪府内市町村の
たばこ規制・対策実態調査報告書
(平成 23 年度)**

「たばこ対策の自己点検票」を用いた実態把握

平成 25 年 3 月

健康おおさか21推進府民会議たばこ対策部会

目 次

1. 調査目的	1
2. 調査対象と方法	1
3. 調査内容	1
4. 調査結果	2
(1) 受動喫煙の防止	2
(2) 禁煙支援・治療	3
(3) 喫煙防止	6
(4) 情報提供・教育啓発	7
(5) たばこ対策の推進体制	8
5. 前回調査(平成 21 年度)との比較	8
(1) 受動喫煙の防止	8
(2) 禁煙支援・治療	9
(3) 喫煙防止	11
(4) 情報提供・教育啓発	11
(5) たばこ対策の推進体制	12
6. 考察及びまとめ	12
資料	15
1. 府内市町村のたばこ規制・対策の実態一覧	17
2. たばこ対策の自己点検票（市町村版）	23

1. 調査目的

大阪府内の各市町村におけるたばこ対策の状況を総合的に評価し、その状況を相互に比較することにより、たばこ対策の推進に寄与することを目的とする。

2. 調査対象と方法

大阪府内各市町村のたばこ対策担当者宛てに「たばこ対策の自己点検票」を平成 24 年 3 月に送付し、平成 23 年度におけるたばこ対策の状況について回答を依頼した。「たばこ対策の自己点検票」は市町村版と都道府県版からなるが、今回は市町村のみを対象に調査を行った。今回の調査に先立ち、平成 22 年 3～5 月に実施した第 1 回調査で明らかになった内容面の問題点を踏まえて、「たばこ対策の自己点検票」を改訂した。調査票の主な改訂内容は、①受動喫煙の防止については規制の内容と実態を区別して回答できるように変更したこと、②禁煙支援・治療については市町村が医師会等の外部機関に委託している保健事業における禁煙支援の取り組みを正確に把握できるように設問を改良したこと、③第 1 回調査で十分活用されることのなかった記入用マニュアルを廃止し、記入上の留意点等は自己点検票の中に記載するように変更したこと、である。

回収は、平成 24 年 4 月までに行い、回収率は 100%であった。市町村から提出された調査票を確認し、未記入点や記入内容の矛盾点などを市町村に確認するため、平成 24 年 4 月から 6 月にかけて再調査を実施した。

3. 調査内容

たばこ対策を包括的に評価するため、「受動喫煙の防止」「禁煙支援・治療」「喫煙防止」「情報提供・教育啓発」「たばこ対策の推進体制」の 5 領域を設定している（図表 1）。

まず「受動喫煙の防止」において、官公庁と市町村立の学校を対象に、それらの施設別に受動喫煙の規制の内容、規制のレベルを評価した。受動喫煙の規制の内容は「敷地内禁煙」、「建物内禁煙」「喫煙室を設けた空間分煙」「その他」の 4 段階、規制のレベルは「罰則ありの条例」「罰則なしの条例」「規則・通知等」「規制なし」の 4 段階に分類し、評価した。ただし、規制の内容が「喫煙室を設けた空間分煙」「その他」である場合は、受動喫煙防止対策として十分でないため、規制のレベルを「規制なし」として評価した。

「禁煙支援・治療」においては、各種保健事業における取り組み、たばこ対策事業としての取り組み、禁煙治療のアクセスを評価した。保健事業における禁煙支援の取り組みについては、実施状況を「喫煙者全員に実施」「一部の喫煙者に実施」「未実施」の 3 段階、支援の内容を「3 分未満の個別指導」「3 分以上の個別指導」「集団教育・講義」「グループ学習」に分類して評価した。禁煙治療へのアクセスについては、個別に市町村に調査を実施するのではなく、調査が終了した平成 24 年 6 月時点での全国の市町村別の保険による禁煙治療施設のデータ（日本禁煙学会ホームページ「禁煙治療に保険が使える医療機関数と総計」）を用いた。

「喫煙防止」においては、学校における喫煙防止教育の校種別の実施状況、青少年の喫煙防止のための委員会の設置状況、たばこ販売へのアクセスについて評価した。たばこ販売へのアクセスに

については、個別に市町村に調査を実施するのではなく、平成 19 年の経済産業省の商業統計調査のコンビニエンスストアの数を用いた。

「情報提供・教育啓発」においては、講演会の実施、冊子の配布などの情報提供、教育啓発の取り組みについて評価した。

「たばこ対策の推進体制」においては、たばこ対策推進のための委員会の設置、たばこ対策担当者・専従体制、たばこ対策関連費用について評価した。

図表 1 自己点検票の構成内容

自己点検票の構成内容		
たばこ対策の領域	市町村版	都道府県版
受動喫煙の防止	官公庁(市役所、議会庁舎等の場所別) 学校(市町村立幼稚園等の校種別)	官公庁、学校(都道府県立、私立、大学等)、 医療機関、職場(民間職場)、飲食店、公共 交通機関(鉄道、バス、タクシー)
禁煙支援・治療	健診等の保健事業における取組み (母子健康手帳交付時、国保の特定健診等) たばこ対策事業としての取組み (禁煙治療や補助剤への費用補助等) 禁煙治療へのアクセス (人口・面積あたり)	
喫煙防止	喫煙防止のための委員会の設置 学校における喫煙防止教育の実施状況 (市町村立小・中・高の校種別に把握) たばこ販売へのアクセス (人口・面積あたりのコンビニエンスストア数)	学校における喫煙防止教育の実施状況 (都道府県立高校、私立中・高の校種 別に把握)
情報提供・教育啓発	講演会・セミナー等の実施、ホームページ・広報 誌で情報を提供、等	
たばこ対策の推進体制	喫煙率減少の数値目標の設定 たばこ対策推進のための委員会の設置 たばこ対策担当者・専従体制 たばこ対策費用	喫煙率減少の数値目標の設定 たばこ対策推進のための委員会の設置 たばこ対策担当者・専従体制 たばこ対策費用

4. 調査結果

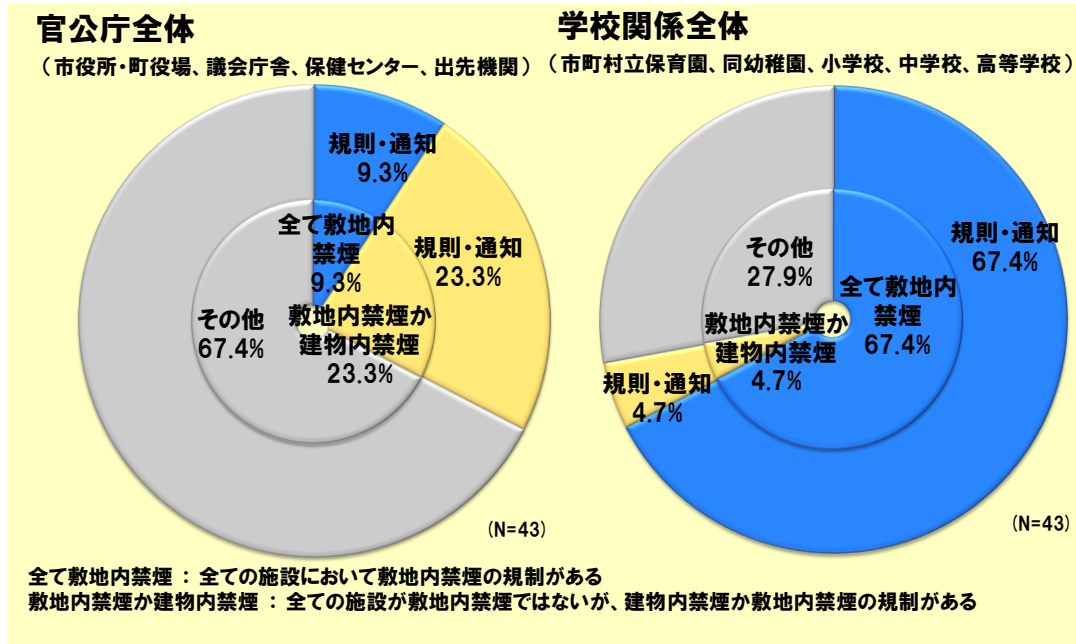
(1) 受動喫煙の防止

官公庁の全ての施設（出先を含む）において建物内禁煙以上の規制を実施している市町村の割合は 32.6%であった（図表 2）。一方、学校全体における同割合は 72.1%であった。全ての官公庁施設を敷地内禁煙としている市町村の割合は 9.3%であるのに対して、学校全体では 67.4%と高かった。

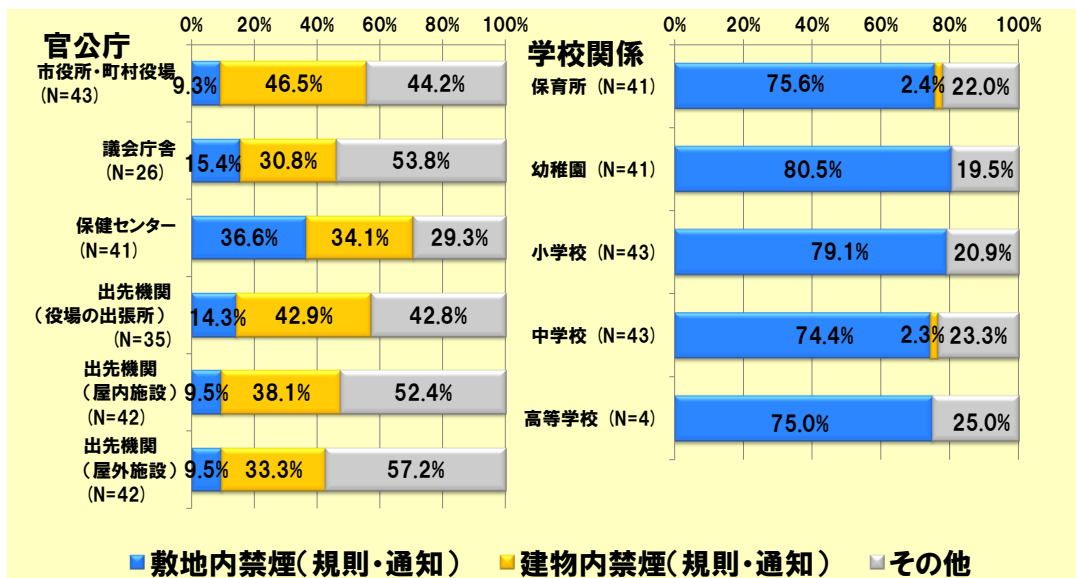
市町村において建物内禁煙以上の規制を実施している割合を施設別にみると、官公庁では保健センターが最も高く 70.7%、それ以外の場所では 40%~60%であった（図表 3）。学校における同割合は 70~80%であった。敷地内禁煙に限ってみると官公庁では保健センターは 36.6%、それ以外の施設は 10~20%であった。学校では建物内禁煙以上の割合と同様、70~80%であった。

これらの官公庁および学校における建物内禁煙以上の規制は全て規則・通知によるものであった。

図表2 府内市町村における受動喫煙防止の規制の実態



図表3 府内市町村における受動喫煙防止の規制の実態 — 施設別



(2) 禁煙支援・治療

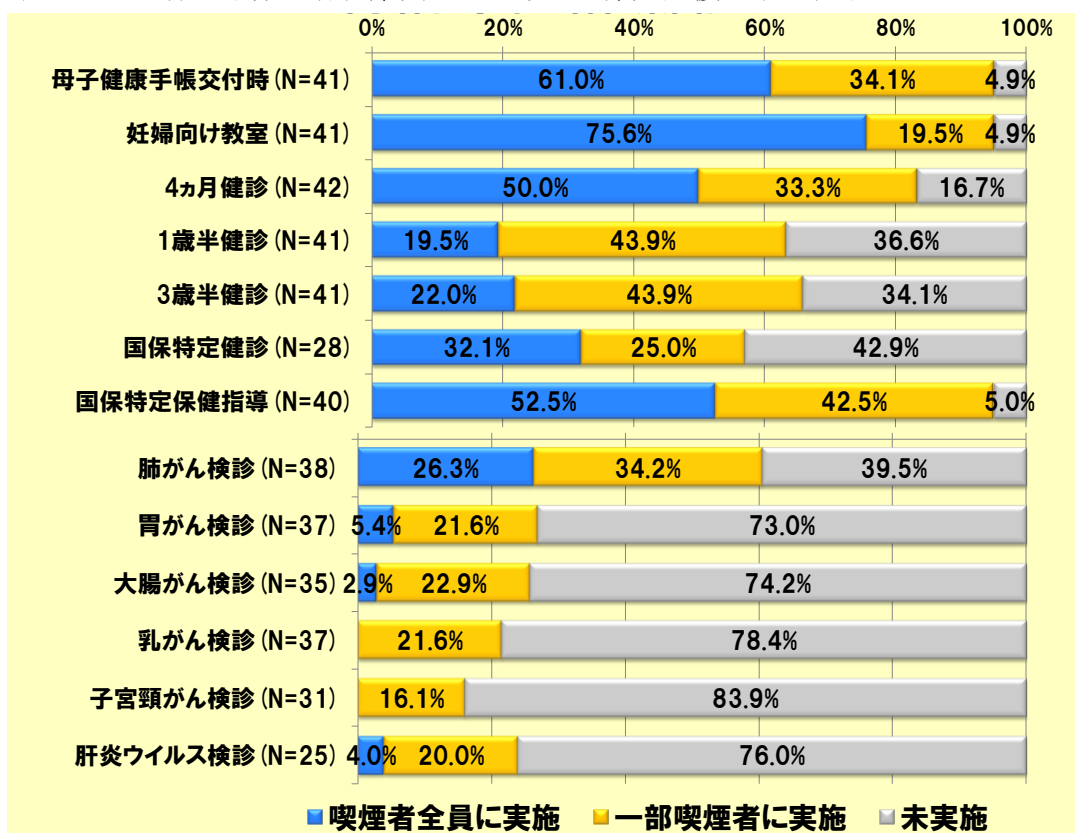
① 各種保健事業における取り組み

母子保健事業や各種集団健診における禁煙支援の取り組みについてみると、喫煙者全員に禁煙の働きかけを実施している市町村の割合が高い事業は、妊婦向け教室 75.6%、母子健康手帳交付時 61.0%、国保の特定保健指導 52.5%、4ヵ月健診 50.0%であった(図表4)。国保の特定健診、4ヵ月健診を除く乳幼児健診、肺がん検診では20~30%、肺がん検診を除くがん検診では0~5%前後にすぎなかった(図表4)。

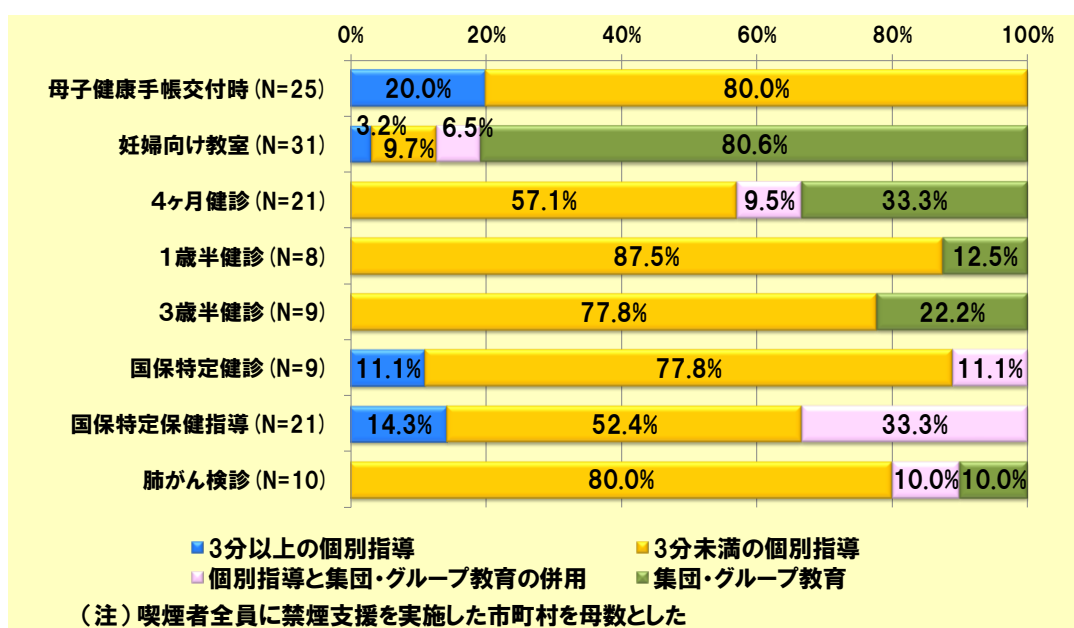
上記の保健事業で喫煙者全員を対象に実施した禁煙支援の具体的内容についてみると、妊婦向け

教室を除くほとんどの事業において個別指導を実施している市町村の割合が高く、60%以上を占めた（図表5）。指導時間は3分未満が多かった。

図表4 母子保健事業や各種集団健診の場での禁煙支援の取り組み



図表5 喫煙者全員を対象に実施した禁煙支援の具体的内容



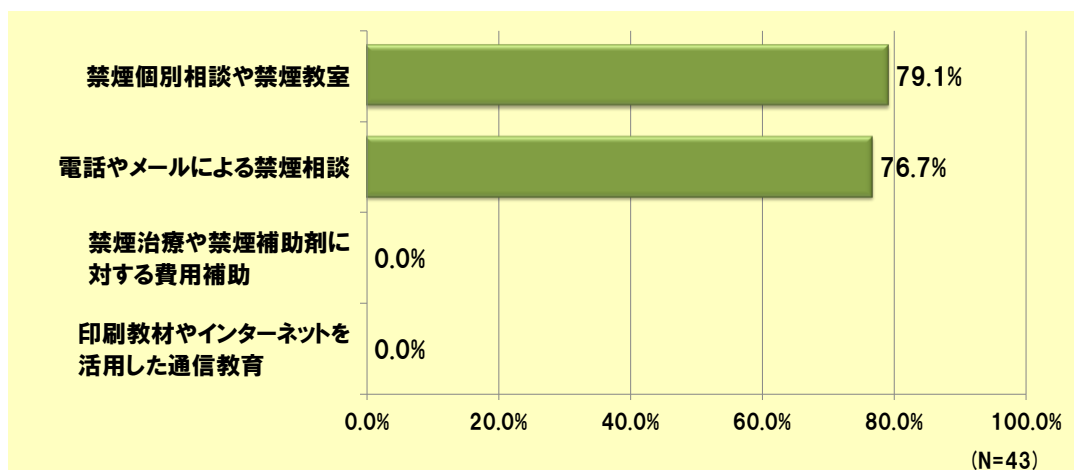
図表には示していないが、個別健診を医師会等に委託している市町村については、禁煙支援の実

施を受託機関に依頼しているかをたずねた。その結果、一部の喫煙者を対象にした禁煙支援を含め、肺がん検診、妊婦健診、国保の特定健診で 2～3 割の市町村が禁煙支援の実施を依頼しているにとどまり、その他の保健事業においてはほとんどの市町村で禁煙の働きかけを依頼していなかった。

②たばこ対策事業としての取り組み

たばこ対策事業としての禁煙支援では、「禁煙個別相談や禁煙教室」と「電話やメールによる禁煙相談」を実施している市町村の割合が各々79.1%、76.7%と高かった（図表6）。「禁煙治療や禁煙補助剤に対する費用補助」、「印刷教材やインターネットを活用した通信教育」を実施している市町村はなかった。

図表6 たばこ対策事業としての禁煙支援



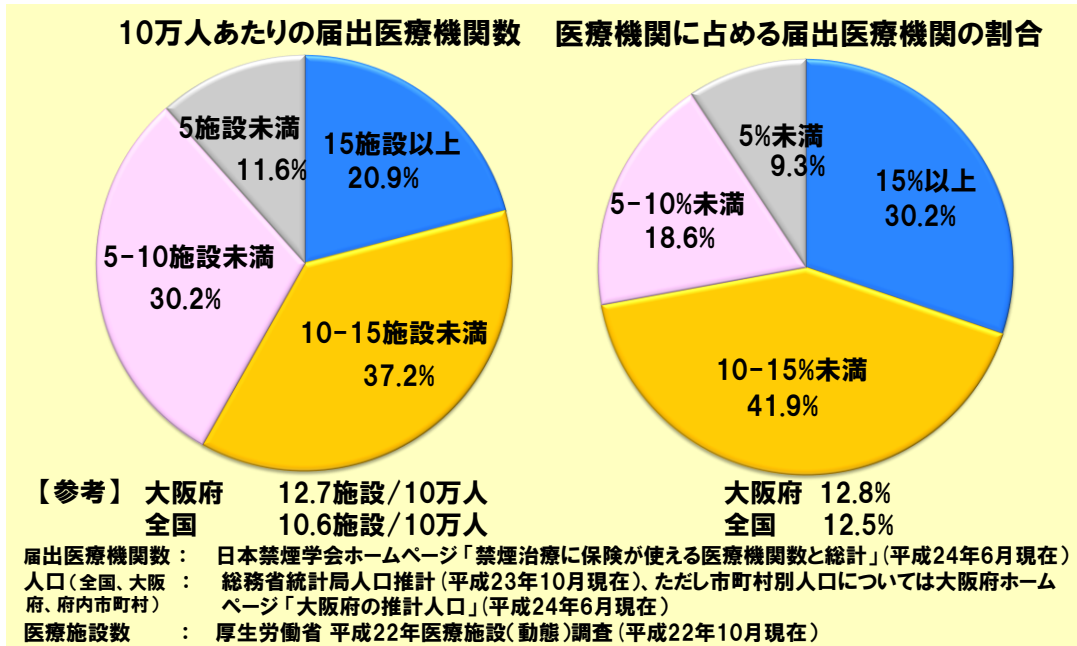
③禁煙治療へのアクセス

禁煙治療へのアクセスとして、健康保険による禁煙治療の届出医療機関数を既存資料を用いて調べた。大阪府全体における人口 10 万人あたりの届出医療機関数は 12.7 施設であった（図表7）。各市町村の人口 10 万人あたりの届出医療機関数をみると、10 施設以上の市町村の割合が 58.1%で過半数を占めた。

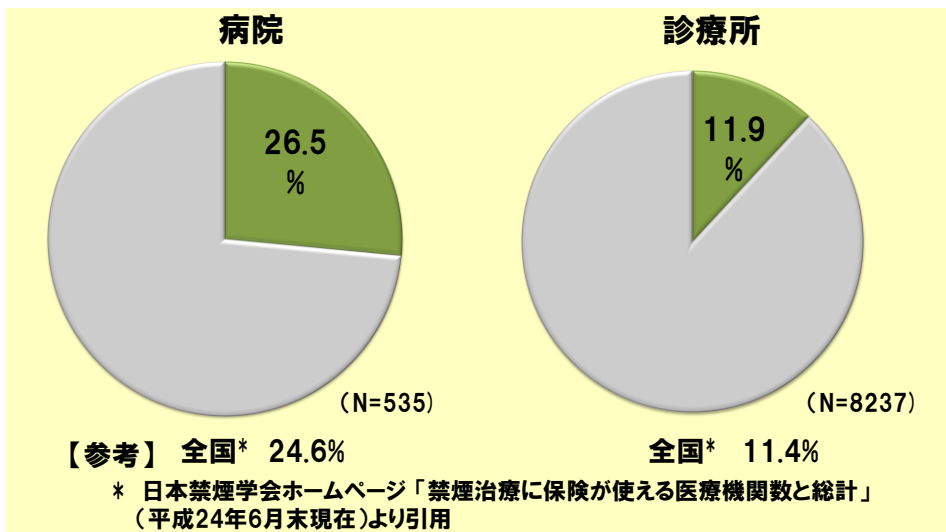
次に、大阪府全体における全医療機関に占める届出医療機関の割合は 12.8%であった。各市町村の割合をみると 10%以上の市町村の割合は 72.1%であった。なお、大阪府における届出医療機関の割合を病院・診療所別にみると、病院 26.5%、診療所 11.9%であった（図表8）。

禁煙治療へのアクセスのもう一つの指標である OTC 薬（一般用医薬品のニコチンガムやニコチンパッチ）へのアクセスについては、既存の資料では取扱い薬局・薬店数の把握が困難であったため、評価方法について今後再検討することとした。

図表7 府内市町村における保険による禁煙治療へのアクセス



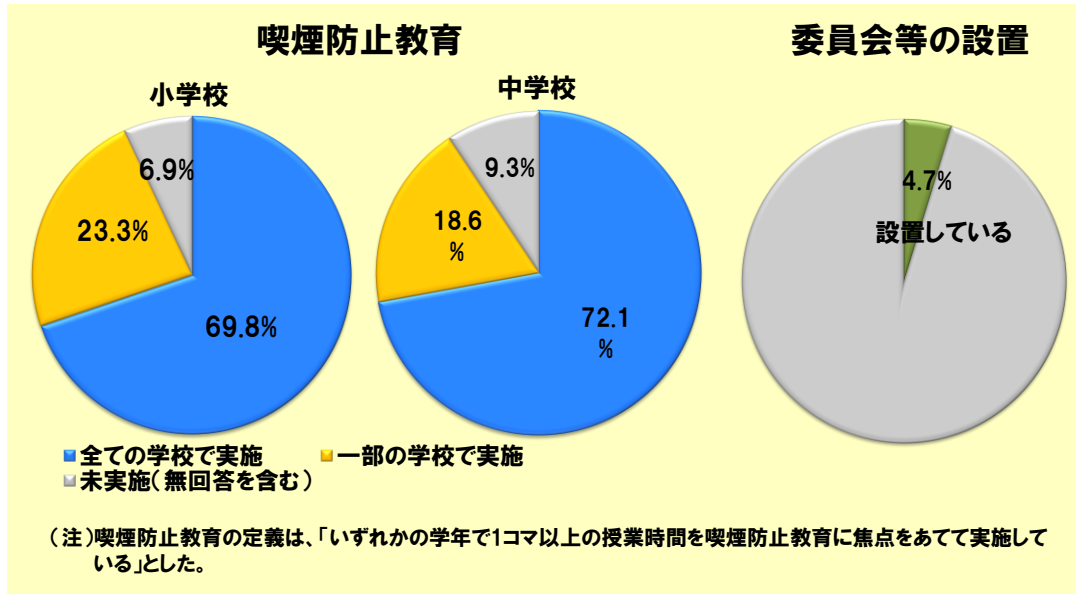
図表8 大阪府における病院・診療所別の届出医療機関の割合



(3) 喫煙防止

喫煙防止教育の実行状況を見ると、全ての小学校および中学校で喫煙防止教育を実施している市町村の割合は各々69.8%、72.1%であった(図表9)。喫煙防止のための委員会等を設置している市町村の割合は4.7%(2市町村)と低かった。

図表9 喫煙防止の取り組み

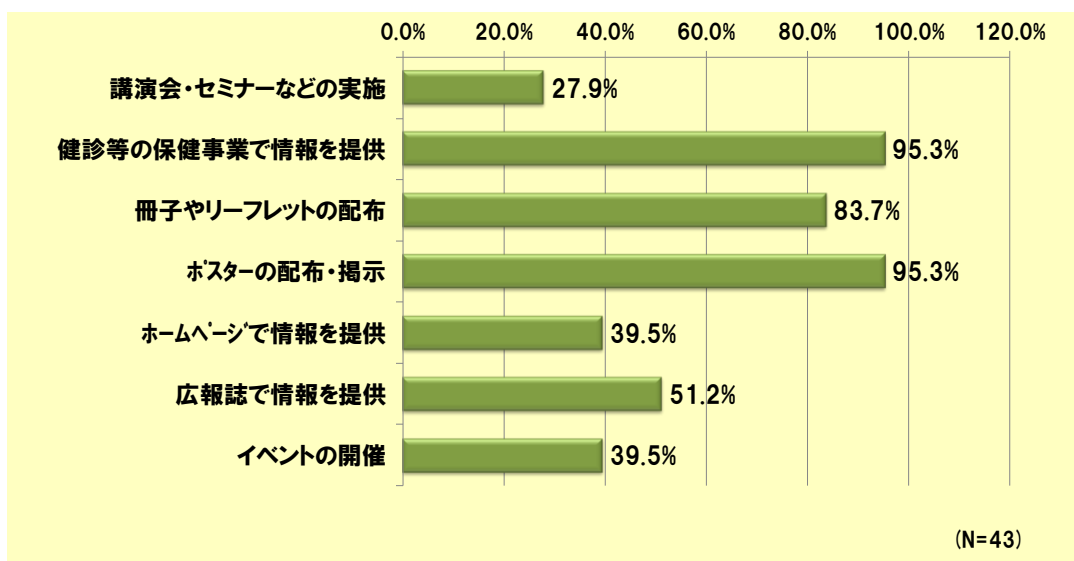


なお、青少年のたばこ販売へのアクセスの指標であるコンビニエンスストアの数は、10km²あたり0~48.9店舗、人口10万人あたり0~42.1店舗で、市町村間で差がみられた。自動販売機へのアクセスについては、既存の資料ではたばこ自動販売機台数の把握が困難であったため、評価方法について今後再検討することとした。

(4) 情報提供・教育啓発

たばこに関する情報提供・教育啓発に関する事業の実施割合は、ポスターの配布・掲示95.3%、健診等の保健事業での情報提供95.3%、冊子やリーフレットの配布83.7%の順に高かった(図表10)

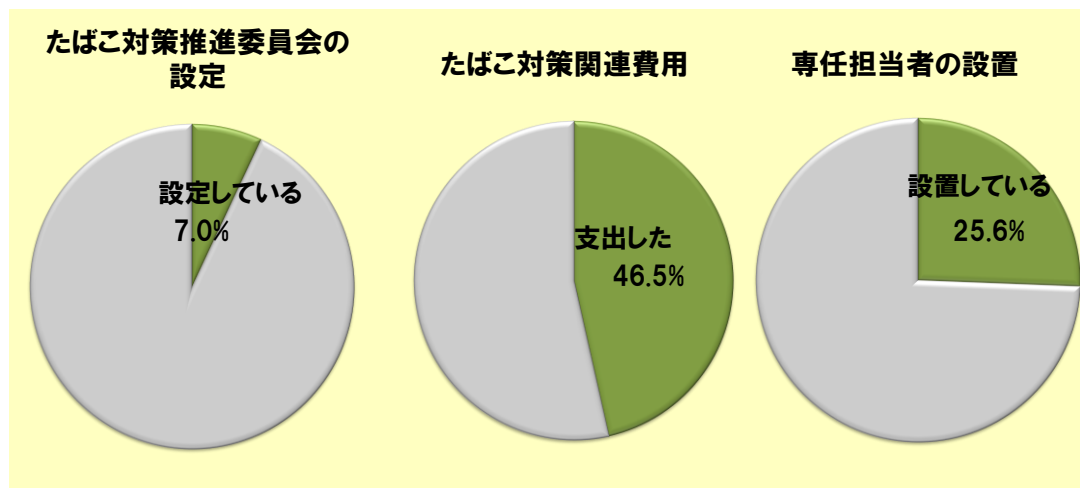
図表10 たばこに関する情報提供・教育啓発



(5) たばこ対策の推進体制

たばこ対策推進委員会を設定している市町村の割合は7.0%（3市町村）と低く、たばこ対策関連費用の支出は46.5%、専任担当者の設置は25.6%といずれも半数に満たなかった（図表11）。

図表11 たばこ対策の推進体制



5. 前回調査（平成21年度）との比較

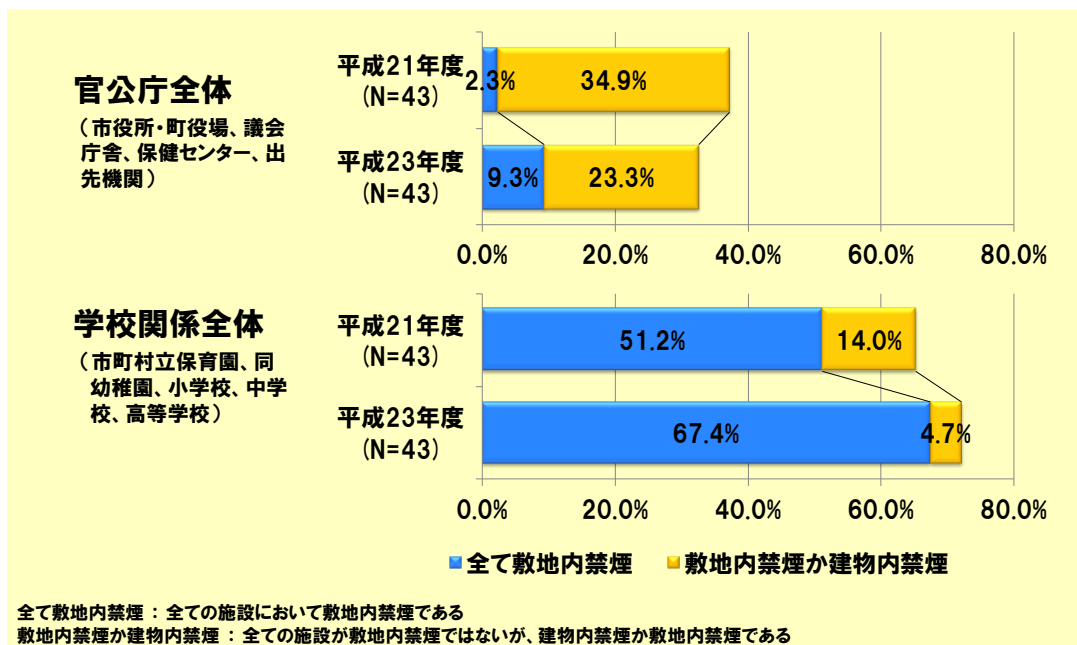
平成21年度の第1回調査（平成22年3～5月実施）の結果と今回の調査結果を比較した。

(1) 受動喫煙の防止

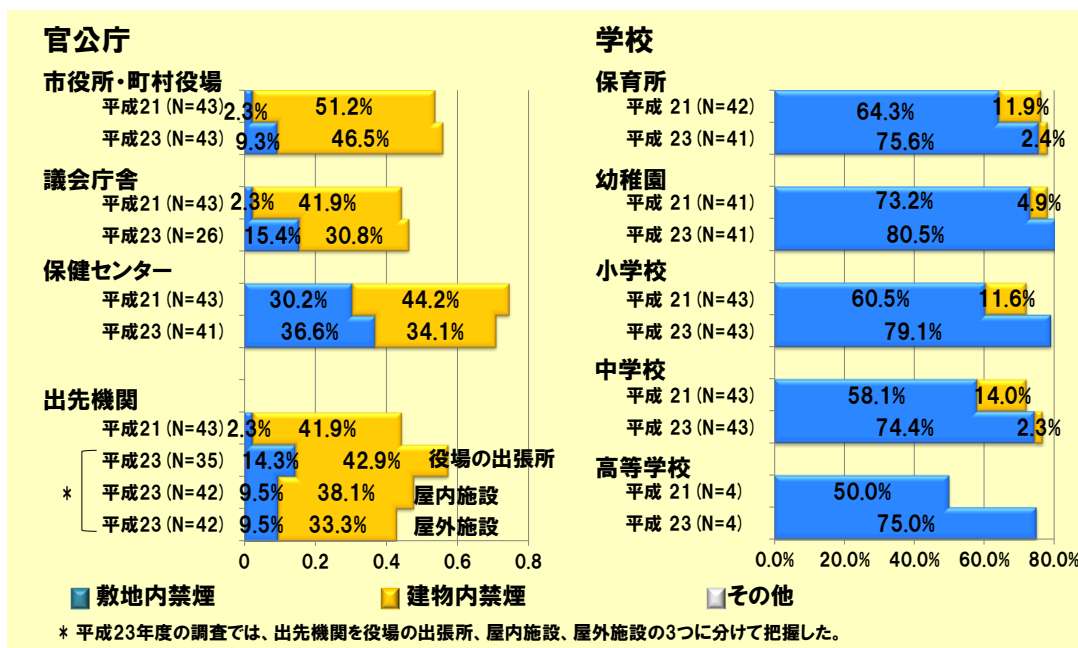
管内の全ての官公庁施設（出先を含む）または学校全体において、建物内禁煙以上の規制を実施している市町村の割合には大きな変化がみられなかったが、規制の内容を敷地内禁煙に限ると、官公庁全体では7.0%、学校全体では16.2%、各々増加した（図表12）。

官公庁と学校の施設別にみると、建物内禁煙以上の割合に変化はみられなかったが、敷地内禁煙に限ると官公庁および学校の全ての施設において増加傾向がみられた（図表13）。

図表 1 2 建物内禁煙以上の規制を実施している市町村の割合—前回との比較



図表 1 3 建物内禁煙以上の規制を実施している市町村の割合—前回との比較

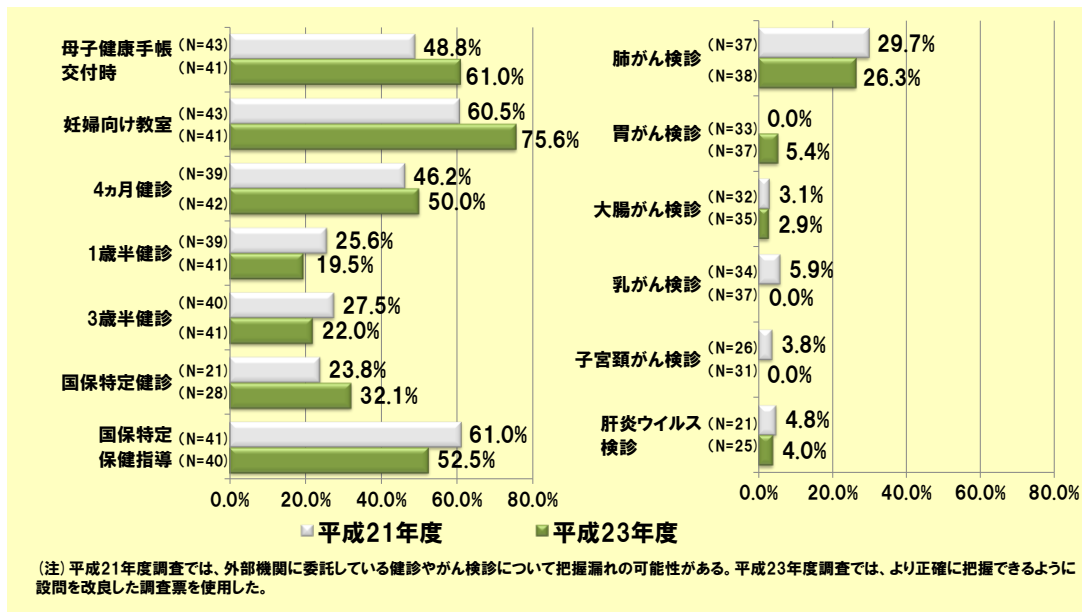


(2) 禁煙支援・治療

① 各種保健事業における取り組み

母子保健事業や各種集団健診において、喫煙者全員に禁煙の働きかけを実施している市町村の割合の変化をみると、母子健康手帳交付時、妊婦向け教室、国保の特定健診では約 10～15%増加、4ヵ月健診、胃がん検診では5%前後増加した(図表 1 4)。

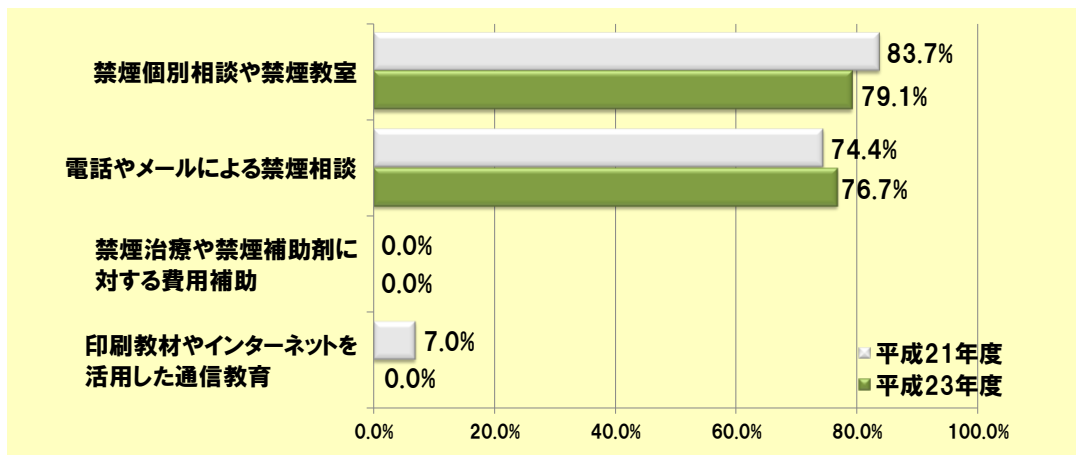
図表 1 4 喫煙者全員に禁煙支援を実施している市町村の割合—前回との比較



②たばこ対策事業としての取り組み

たばこ対策事業としての禁煙支援で実施割合の高い事業は、禁煙個別相談や禁煙教室、電話やメールによる禁煙相談であり、前回調査と変わらなかった（図表 1 5）。

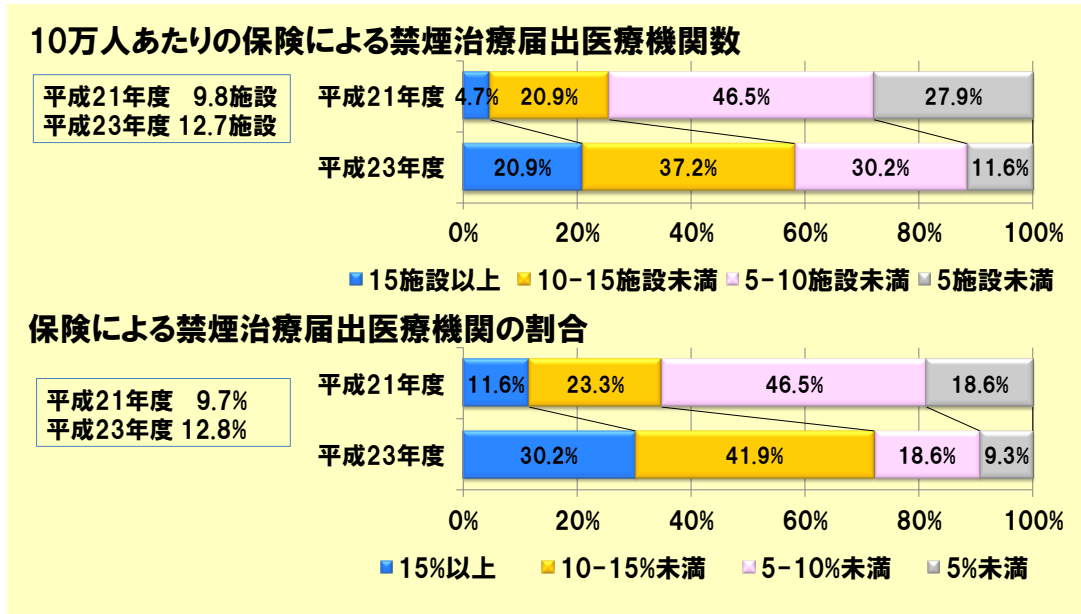
図表 1 5 たばこ対策事業としての禁煙支援の取り組み—前回との比較



③禁煙治療へのアクセス

健康保険による禁煙治療へのアクセスについては、大阪府全体における人口 10 万人あたりの保険による禁煙治療の届出医療機関数と全医療機関に占める届出医療機関の割合のいずれにおいても増加した（図表 1 6）。市町村別にみると、人口 10 万人あたりの届出医療機関数は 10 施設以上の市町村の割合は 32.5%増加し、全医療機関に占める届出医療機関の割合が 10%以上の市町村の割合は 37.2%増加した。

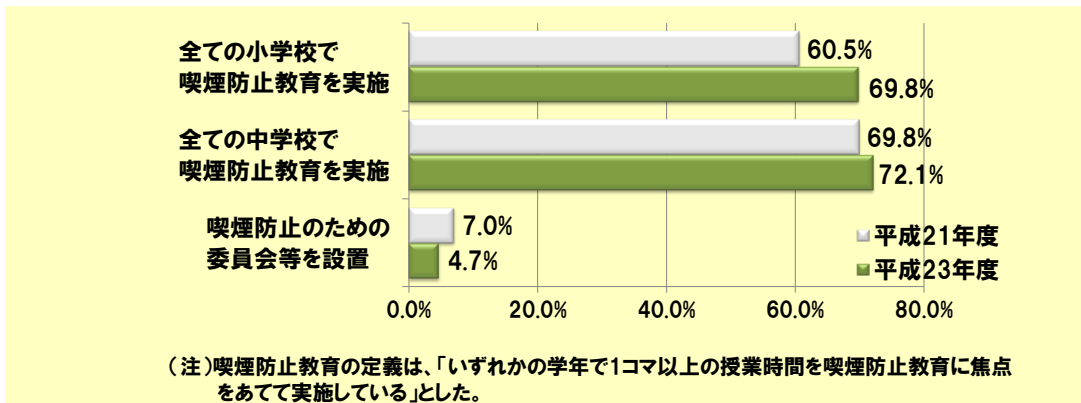
図表 1 6 府内市町村における保険による禁煙治療へのアクセス—前回との比較



(3) 喫煙防止

学校における喫煙防止教育の実施について、全ての学校で実施している市町村の割合をみると、小学校では前回調査に比べて9.3%増加したが、中学校では2.3%増加にとどまった(図表17)。喫煙防止のための委員会等を設置している市町村の割合は低率にとどまった。

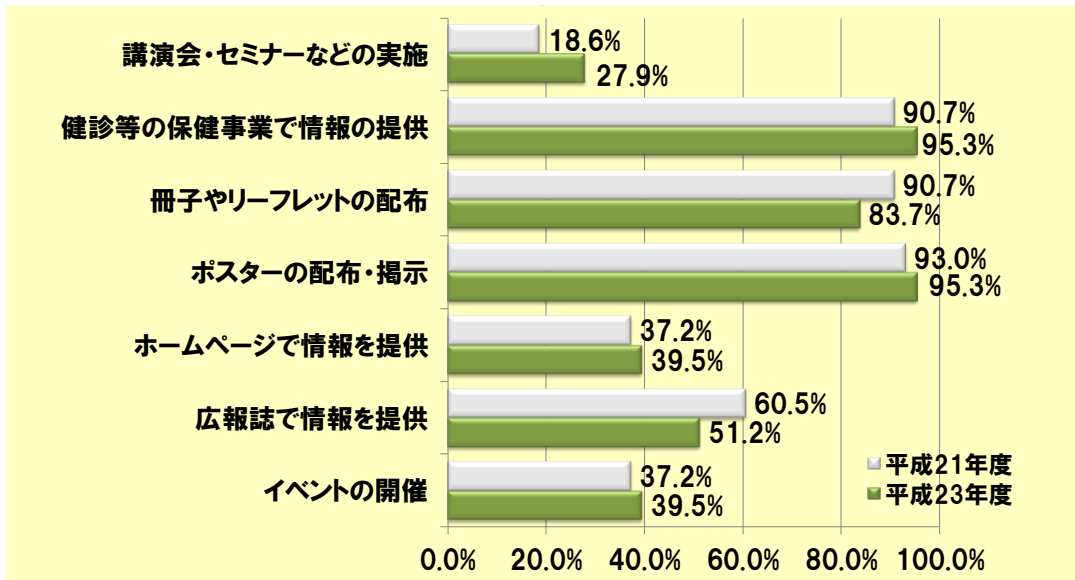
図表 1 7 喫煙防止の取り組み—前回との比較



(4) 情報提供・教育啓発

たばこに関する情報提供・教育啓発に関する事業に関して実施割合の高い事業は、健診等の保健事業での情報提供や冊子やリーフレットの配布、ポスターの配布・掲示であり、前回調査と変わらなかった(図表18)。

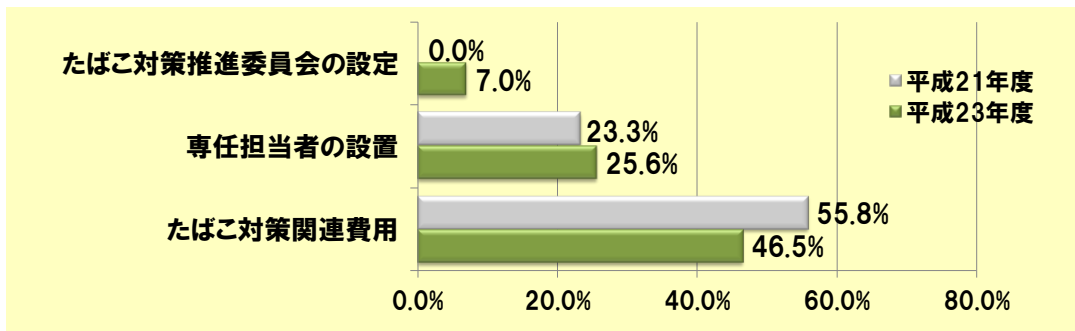
図表 1 8 情報提供・教育啓発—前回との比較



(5) たばこ対策の推進体制

たばこ対策推進委員会を設定している市町村の割合は、増加したものの低い水準のままであった(図表 1 9)。専任担当者の設置割合は変化がなく、たばこ対策関連費用を支出した割合は約 10% 減少した。

図表 1 9 たばこ対策の推進体制—前回との比較



6. 考察及びまとめ

- ・ 「たばこ対策自己点検票」を用いて、平成 24 年 3 月～4 月にかけて、大阪府内 43 市町村のたばこ対策の実態把握を行い、全ての市町村から回答が得られた。
- ・ 市町村における受動喫煙防止の規制については、官公庁関係の全ての施設において建物内禁煙以上の規制を実施している市町村の割合は 32.6%、学校全体では 72.1%であった。敷地内禁煙に限ってみると、官公庁では全ての施設を敷地内禁煙としている市町村の割合は 9.3%と低いのに対して、学校では 67.4%と高かった。これらの官公庁および学校における建物内禁煙以上の規制は全て規則・通知によるものであった。前回調査(平成 21 年度)と比較すると、管内の全ての官

公庁施設（出先を含む）ならびに学校で建物内禁煙以上の規制を実施している市町村の割合はほぼ横ばいであったが、敷地内禁煙の規制に限ってみると官公庁施設、学校で各々7%、16%増加した。

- ・ 母子保健事業や各種集団健診における禁煙支援の取り組みについては、喫煙者全員に禁煙の働きかけを実施している市町村の割合が高い事業は、母子健康手帳交付時や妊婦向け教室、4ヵ月健診、国保の特定保健指導であり、その割合は50～80%であった。国保の特定健診、4ヵ月健診を除く乳幼児健診、肺がん検診では同割合は20～30%、肺がん検診を除くがん検診では0～5%前後にすぎなかった。前回調査と比較すると、同割合は、母子健康手帳交付時、妊婦向け教室、国保の特定健診では約10～15%増加、4ヵ月健診、胃がん検診では5%前後増加した。
- ・ たばこ対策事業としての禁煙支援で実施割合の高い事業は、個別相談や禁煙教室、電話やメールによる禁煙相談であり、約80%の市町村が実施しており、前回の調査と同様の結果であった。
- ・ 禁煙治療へのアクセスについては、人口10万人あたりの健康保険による禁煙治療の届出医療機関数が10～15施設未満の市町村の割合が最も高かった（大阪府全体12.7施設）。また、全医療機関に占める届出医療機関の割合では10～15%未満の市町村の割合が最も高かった（大阪府全体12.8%）。前回調査と比較すると、大阪府全体における人口10万人あたりの届出医療機関数と全医療機関に占める届出医療機関の割合のいずれも増加した。市町村別にみると、人口10万人あたりの届出医療機関数が10施設以上の市町村の割合が約30%増加、全医療機関に占める届出医療機関の割合が10%以上の市町村の割合が約40%増加した。
- ・ 喫煙防止については、喫煙防止教育を全ての小学校、中学校で実施している市町村の割合は各々69.8%、72.1%であり、前回の調査と比べて小学校では約10%増加した。喫煙防止のための委員会等を設置している割合は低率にとどまった。なお、本調査における喫煙防止教育の定義は、「いずれかの学年で1コマ以上の授業時間を喫煙防止教育に焦点をあてて実施している」とした。喫煙をはじめ飲酒、薬物乱用については、学習指導要領の小学校「体育」、中学校「保健体育」において全ての小・中学校で学習することとなっており、単元の取扱い時間数については、各学校により児童生徒の修得を図るため適切に決められている。本調査の喫煙防止教育については、「1コマ以上の授業時間」と時間数について規定していることから本調査結果になったと考えられる。
- ・ たばこに関する情報提供・教育啓発に関して実施割合の高い事業は、健診等の保健事業での情報提供や冊子やリーフレットの配布、ポスターの配布・掲示であり、約90%の市町村が実施しており、前回の調査と同様の結果であった。
- ・ たばこ対策の推進体制については、たばこ対策推進委員会を設定している市町村の割合は前回より少し増加したものの低率で、7%（3市町村）にとどまった。専任担当者を設置している市町村は25.6%、たばこ対策関連費用の支出があった市町村は46.5%で、前回と比べてたばこ対策関連費用の支出があった市町村の割合が少し減少した。
- ・ なお、本調査はたばこ対策の自己点検票を用いた調査であり、府公表の調査とは集計方法や結果が異なる場合がある。

資料

1. 府内市町村のたばこ規制・対策の実態一覧
2. たばこ対策の自己点検票(市町村版)

1. 府内市町村のたばこ規制・対策の実態一覧

表1 受動喫煙防止の規制

【規制の方法及び内容の分類基準】

規制の内容が敷地内禁煙であればA、建物内禁煙であればBに分類した。

さらに、規制の方法が条例(罰則有)であれば++、条例(罰則無)であれば+をつけて示した。

敷地内禁煙を条例(罰則有)で規制 → A++ 条例(罰則無) → A+ 規則・通知 → A

建物内禁煙を条例(罰則有)で規制 → B++ 条例(罰則無) → B+ 規則・通知 → B

その他(喫煙室を設けた空間分煙、無回答を含む) → ブランク

該当施設なし → -

ただし、官公庁全体、学校全体の分類基準は次のとおり

官公庁または学校において、全てA++ → A++ A++/A+のいずれか → A+ A++/A+/Aのいずれか → A

A++/A+/A/B++のいずれか → B++ A++/A+/A/B++/B+のいずれか → B+

A++/A+/A/B++/B+/Bのいずれか → B

no	市町村名	官公庁							学校関係					
		市役所 町役場	議会 庁舎	保健 センター	出先機関			◆官公庁 全体	市町村立 保育園	市町村立 幼稚園	市町村立 小学校	市町村立 中学校	市町村立高 等学校	◆学校 全体
					出張所	屋内施設	屋外施設							
1	大阪市	B	-	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A
2	堺市	B	-	B	B	B	B		A	A	A	A	A	A
3	東大阪市	B	-	B	B	B	B		A	A	A	A	A	A
4	高槻市													-
5	池田市	B		A	B	B	B		A	A	A	A	-	A
6	箕面市			B	B				A	A	A	A	-	A
7	豊能町		-	B	B	B	B		A	A	A	A	-	A
8	能勢町									-				-
9	豊中市													-
10	吹田市	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	A
11	茨木市			B					A	A	A	A	-	A
12	摂津市	B	-	B	B	B	B	B	A	A	A	A	-	A
13	島本町		-	-					A	A	A	A	-	A
14	枚方市		-	B	B				A	A	A	B	-	B
15	寝屋川市									A	A	A	-	
16	守口市		-						B	A	A	A	-	B
17	門真市	B	-						A	A	A	A	-	A
18	四條畷市	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	A
19	大東市	B	-	A	-	B	B	B	A	A	A	A	-	A
20	交野市	B	B	B	B	B	B	B	A	A	A	A	-	A
21	八尾市		-											-
22	柏原市	B	B	A	B	B	B	B	A	A	A	A	-	A
23	藤井寺市	B	B	B	B	B	B	B	A	A	A	A	-	A
24	松原市	B	B	A					A	A	A	A	-	A
25	羽曳野市	B	B	A	B	B			A	A	A	A	-	A
26	富田林市	B	-	B	B	B	B	B	A	A	A	A	-	A
27	河内長野市	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	A
28	大阪狭山市	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	A
29	太子町	B	-	B	-	B	B	B	-	A	A	A	-	A
30	河南町		-								A	A	-	
31	千早赤阪村	B	B	A	B	B	B	B	-	A	A	A	-	A
32	和泉市			A					A	A	A	A	-	A
33	泉大津市			B					A	A	A	A	-	A
34	高石市		-		-									-
35	忠岡町	B	-	-	-				A	A	A	A	-	A
36	岸和田市								A					
37	貝塚市		-	B	-				A	A	A	A	-	A
38	泉佐野市	B	B	A					A	A				-
39	泉南市	B	B	A	-	B	B	B	A	A	A	A	-	A
40	阪南市													-
41	熊取町	B	-	A	B	B			A	-	A	A	-	A
42	田尻町	B	-	A	A		-		A	A	A			-
43	岬町				-	-								-
	母数	43	26	41	35	42	42	43	41	41	43	43	4	43
規制の方法(*)	条例(罰則有)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	条例(罰則無)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	規則・通知等	24 (55.8%)	12 (46.2%)	29 (70.7%)	20 (57.1%)	20 (47.6%)	18 (42.9%)	14 (32.6%)	32 (78.0%)	33 (80.5%)	34 (79.1%)	33 (76.7%)	3 (75.0%)	31 (72.1%)
内容	敷地内禁煙	4 (9.3%)	4 (15.4%)	15 (36.6%)	5 (14.3%)	4 (9.5%)	4 (9.5%)	4 (9.3%)	31 (75.6%)	33 (80.5%)	34 (79.1%)	32 (74.4%)	3 (75.0%)	29 (67.4%)
	建物内禁煙	20 (46.5%)	8 (30.8%)	14 (34.1%)	15 (42.9%)	16 (38.1%)	14 (33.3%)	10 (23.3%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	2 (4.7%)

(*)規制の内容が「喫煙室を設けた空間分煙」である場合は、規制なしとした。

表2 母子保健事業や各種集団健診の場での禁煙支援の取り組み

【実施状況の分類基準】

介入の内容(「3分未満の個別指導」「3分以上の個別指導」「集団教育・講義」「グループ学習」)にかかわらず、喫煙者全員に実施しているか否かで分類した。

喫煙者全員に実施 → A 一部の喫煙者に実施 → B 禁煙介入を実施していない → ブランク

該当の保健事業を実施していない → -

no	市町村名	妊婦事業		乳幼児健診			特定健診		がん検診					肝炎ウイルス検診	
		母子手帳交付時	妊婦向け教室	4か月健診	1歳半健診	3歳半健診	国保特定健診	国保特定保健指導	肺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診		
1	大阪市	A	A				A	-	B						
2	堺市	A	A	A	B	B	-	A	-	-	-	-	-	-	-
3	東大阪市	B	B	B	B	B		B	A	-	-	B	-	-	-
4	高槻市	B	A	B	B	B		A							
5	池田市	A	A					A							
6	箕面市	B	B	B			-	B	-	-	-	-	-	-	-
7	豊能町														-
8	能勢町	A	A					B							
9	豊中市	A	A	A	B	B	A	A	A						
10	吹田市	-	-	-			-	B				-	-	-	-
11	茨木市	A	A	B			B	B	B	B	B	B	B	B	B
12	摂津市	A	A	A			A	B	A	A	A				A
13	島本町	A	B	B	B	B	B	B	B						
14	枚方市	B	A	B	B	B		A	-		-				-
15	寝屋川市	-	A	A			-	-							
16	守口市	A	A	A	B	B	A	A	A	A					
17	門真市		A	A			B								-
18	四條畷市	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
19	大東市	A	A	A	A	A	-	B	-	-	-	-	-	-	-
20	交野市	A	A					A							
21	八尾市	B	A	A	A	A	A	-	A					-	-
22	柏原市	B	B	B	-	-	-	A	B	-	-	-	-	-	-
23	藤井寺市	A	A	A	B	B	-	A							-
24	松原市	A	A	A	A	A	A	A	A						
25	羽曳野市	A	A	B	B	B	-	B	B	B	B				-
26	富田林市	B	A	A	B	B	-	A	B	B	B	B	-	-	-
27	河内長野市	B	A	A	A	A	-	B							
28	大阪狭山市	B	A	B	B	B	-	A							
29	太子町	A	A	A			-	A							-
30	河南町	A	A	A	B	B	B	A	A						
31	千早赤阪村	A	A	B	B	B	-	B	B						-
32	和泉市	A	A	B	B	B		A			-			-	-
33	泉大津市	B	A	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	-
34	高石市	B	B	A	A	A	-	B	B	B	B	B	B	B	B
35	忠岡町	A	A				A	A	A						
36	岸和田市	A	A	A	-	-	B	B	B	B	B	B	B	B	B
37	貝塚市	B	A	A	A	A	-	B	-	-	-	-	-	-	-
38	泉佐野市	B	A	B				A							-
39	泉南市	A						B	B						
40	阪南市	A	B	A	B	B	A	A	A	B	B	B	B	B	B
41	熊取町	A	-	A	A	A		A	B						
42	田尻町	A	A	A	B	B		A							
43	岬町	A	B	A	A	A	A	A	A						
母数(事業実施市町村数)	41	41	42	41	41	28	40	38	37	35	37	31	25		
喫煙者全員に実施	25 (61.0%)	31 (75.6%)	21 (50.0%)	8 (19.5%)	9 (22.0%)	9 (32.1%)	21 (52.5%)	10 (26.3%)	2 (5.4%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)		
一部喫煙者に実施	14 (34.1%)	8 (19.5%)	14 (33.3%)	18 (43.9%)	18 (43.9%)	7 (25.0%)	17 (42.5%)	13 (34.2%)	8 (21.6%)	8 (22.9%)	8 (21.6%)	5 (16.1%)	5 (20.0%)		

表3 たばこ対策事業としての禁煙支援の取り組みと禁煙治療へのアクセス

【禁煙治療へのアクセスの分類基準】

上位20%まで → A 上位20~40%まで → B

no	市町村名	禁煙支援の取り組み				保険による禁煙治療へのアクセス(*1)			
		禁煙治療 や禁煙補助 剤に対する費用 補助	禁煙個別 相談や禁 煙教室	電話や メールによ る禁煙相 談	印刷教材 やインター ネットを活 用した通 信教育	届出医療 機関数	10万人 あたりの数	全医療機関 に占める割合	
1	大阪市		○	○		479	17.9	A	13.5%
2	堺市		○	○		91	10.8		12.1%
3	東大阪市		○	○		41	8.1		9.6%
4	高槻市		○	○		28	7.9		9.8%
5	池田市		○			16	15.5	A	14.0%
6	箕面市		○	○		12	9.1		10.3%
7	豊能町					2	9.4		12.5%
8	能勢町			○		0	0.0		0.0%
9	豊中市		○	○		40	10.2		9.4%
10	吹田市		○	○		36	10.0		11.3%
11	茨木市		○	○		33	11.9		13.9%
12	摂津市		○	○		10	11.8		17.5%
13	島本町		○	○		1	3.3		4.2%
14	枚方市		○	○		36	8.8		11.7%
15	寝屋川市					23	9.6		11.8%
16	守口市		○	○		22	15.1	A	14.2%
17	門真市					11	8.6		9.3%
18	四條畷市		○	○		6	10.5		16.7%
19	大東市		○	○		11	8.7		12.5%
20	交野市		○	○		4	5.2		8.0%
21	八尾市		○	○		31	11.5		14.0%
22	柏原市		○	○		11	14.9	B	20.4%
23	藤井寺市		○			10	15.1	A	13.0%
24	松原市		○	○		12	9.7		12.4%
25	羽曳野市		○	○		6	5.2		8.5%
26	富田林市		○	○		19	16.1	A	19.8%
27	河内長野市		○	○		11	9.9		12.6%
28	大阪狭山市		○	○		8	13.8	B	14.8%
29	太子町		○	○		0	0.0		0.0%
30	河南町		○	○		3	17.8	A	33.3%
31	千早赤阪村		○	○		0	0.0		0.0%
32	和泉市		○	○		20	10.8		16.9%
33	泉大津市		○	○		7	9.1		9.3%
34	高石市		○	○		7	11.9	B	12.5%
35	忠岡町					3	16.7	A	18.8%
36	岸和田市		○	○		25	12.6	B	16.2%
37	貝塚市					4	4.4		5.6%
38	泉佐野市		○	○		19	18.9	A	21.3%
39	泉南市					9	14.1	B	20.9%
40	阪南市		○	○		7	12.5	B	15.6%
41	熊取町					6	13.4	B	17.6%
42	田尻町					1	12.3		10.0%
43	岬町		○	○		3	17.7	A	25.0%
実施している 市町村数と割合		0 (0.0%)	34 (79.1%)	33 (76.7%)	0 (0.0%)				

*1:届出医療機関数 - 日本禁煙学会HP禁煙治療に保険が使える医療機関数と総計(平成24年6月現在)

人口 - 大阪府HP推計人口(平成24年2月現在)

医療施設数 - 厚生労働省平成22年医療施設(動態)調査(平成22年10月現在)

表4 喫煙防止の取り組みとたばこへのアクセス

【たばこへのアクセスの分類基準】

下位20%まで → A 下位20～40%まで → B

【喫煙防止教育の実施状況の分類基準】

全ての学校で実施 → A 一部の学校で実施 → B 未実施(無回答を含む) → ブランク

※市町村立高等学校について 該当施設なし→

no	市町村名	青少年の喫煙防止のための委員会等の設置	青少年のたばこへのアクセス					喫煙防止教育の実施状況(*2)		
			コンビニエンスストアへのアクセス(*1)					小学校	中学校	高等学校
			コンビニエンスストア数	10km ² あたり	10万人あたり					
1	大阪市		1086	48.9		40.8				
2	堺市		213	14.2		25.4	A	A	A	
3	東大阪市		144	23.3		28.5	B	B	B	
4	高槻市		82	7.8		23.2	B	A	-	
5	池田市		33	14.9		31.5	B	B	-	
6	箕面市		31	6.5		24.1	A	A	-	
7	豊能町		2	0.6	A	8.9	A	B	-	
8	能勢町		2	0.2	A	16.8	A		-	
9	豊中市	○	90	24.6		23.2	B	B	-	
10	吹田市		86	23.8		24.2	A	A	-	
11	茨木市		75	9.8		27.4	B	B	-	
12	摂津市		31	20.8		37.0	A	A	-	
13	島本町		6	3.6	B	20.7	B	A	-	
14	枚方市		85	13.1		20.9	B	A	-	
15	寝屋川市		60	24.3		25.2	A	A	-	
16	守口市		44	34.6		30.0	A	A	-	
17	門真市		54	44.0		42.1	B	B	-	
18	四條畷市		15	8.0		26.1	A	A	-	
19	大東市	◎	31	17.0		24.7	A	A	-	
20	交野市		20	7.8		25.8	B		-	
21	八尾市		64	15.3		23.6	B	A	-	
22	柏原市		12	4.7	B	16.0	A	A	-	
23	藤井寺市		18	20.2		27.4	A	A	-	
24	松原市		28	16.8		22.5	B	B	-	
25	羽曳野市		23	8.7		19.6	B	A	-	
26	富田林市		24	6.1	B	19.9	B	A	-	
27	河内長野市		20	1.8	A	17.7	A	A	-	
28	大阪狭山市		16	13.5		27.5	A	A	-	
29	太子町		5	3.5	A	34.9		A	-	
30	河南町		6	2.4	A	34.7		A	-	
31	千早赤阪村		0	0.0	A	0.0	A	A	-	
32	和泉市		44	5.2	B	24.2		A	-	
33	泉大津市		19	14.7		24.5		A	-	
34	高石市		10	8.8		16.7	A		-	
35	忠岡町		6	14.9		34.0		A	-	
36	岸和田市		57	7.9		28.6		A	-	
37	貝塚市		24	5.5	B	26.5		A	-	
38	泉佐野市		30	5.5	B	30.0		A	-	
39	泉南市		19	3.9	B	29.4		B	-	
40	阪南市		12	3.3	A	21.2	B	B	-	
41	熊取町		8	4.6	B	17.8	A	A	-	
42	田尻町		3	6.0	B	38.0		A	-	
43	岬町		2	0.4	A	11.3	A	A	-	
母数							43	43	4	
全ての学校で実施している割合							30 (69.8%)	31 (72.1%)	1 (25.0%)	
一部の学校で実施している割合							10 (23.3%)	8 (18.6%)	1 (25.0%)	

*1:コンビニエンスストア数は経済産業省平成19年商業統計調査より

*2:喫煙防止教育の定義は、「いずれかの学年で1コマ以上の授業時間を喫煙防止教育に焦点をあてて実施している」とした。

表5 情報提供の取り組み

no	市町村名	講演会・ セミナー等 の実施	健診等の 保健事業 で情報を 提供	冊子や リーフレッ トの配布	ポスターの 配布・ 掲示	ホームペー ジで情報を 提供	広報誌で 情報を 提供	イベントの 開催
1	大阪市		○	○	○	○	○	
2	堺市	○	○	○	○	○	○	○
3	東大阪市		○	○	○	○	○	
4	高槻市		○	○	○	○	○	
5	池田市		○		○			○
6	箕面市		○	○	○	○		○
7	豊能町				○			
8	能勢町		○	○	○			
9	豊中市		○	○	○	○	○	
10	吹田市	○	○	○	○	○	○	○
11	茨木市		○	○	○			
12	摂津市		○	○	○			○
13	島本町		○	○	○			○
14	枚方市	○	○	○	○			
15	寝屋川市		○	○	○		○	
16	守口市		○	○	○		○	
17	門真市	○	○		○			
18	四條畷市		○	○	○			
19	大東市	○	○	○	○			
20	交野市		○	○	○		○	○
21	八尾市	○	○	○	○	○	○	○
22	柏原市		○	○				
23	藤井寺市		○		○			○
24	松原市	○	○	○	○	○	○	○
25	羽曳野市	○	○	○	○	○	○	○
26	富田林市	○	○	○	○		○	○
27	河内長野市		○	○	○		○	○
28	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○
29	太子町		○	○	○		○	○
30	河南町		○	○	○	○	○	
31	千早赤阪村		○	○	○	○	○	
32	和泉市		○	○	○	○		○
33	泉大津市		○	○	○	○		
34	高石市		○	○	○			
35	忠岡町		○	○	○			
36	岸和田市		○	○	○	○	○	
37	貝塚市		○		○			
38	泉佐野市	○	○	○	○		○	
39	泉南市							
40	阪南市		○	○	○		○	
41	熊取町		○	○	○			
42	田尻町		○		○			
43	岬町	○	○	○	○	○	○	○
実施割合		27.9%	95.3%	83.7%	95.3%	39.5%	51.2%	39.5%

表6 たばこ対策の推進体制

たばこ対策予算から執行→◎ 他の事業から充当→○

no	市町村名	委員会 の設置	専任 担当者 数	たばこ対策費用	
				支出の 有無	充当元の事業
1	大阪市			◎	
2	堺市		1	○	健康さかい21
3	東大阪市			◎	
4	高槻市		1	◎	
5	池田市		2	◎	
6	箕面市		1		
7	豊能町				
8	能勢町				
9	豊中市	○		○	健康教育費
10	吹田市	○			
11	茨木市		4	○	健康づくり推進事業費
12	摂津市				
13	島本町				
14	枚方市				
15	寝屋川市				
16	守口市				
17	門真市		2		
18	四條畷市		1		
19	大東市			◎	
20	交野市				
21	八尾市		2	◎	
22	柏原市			◎	
23	藤井寺市				
24	松原市		2	○	健康教育事業
25	羽曳野市			○	保健事業費
26	富田林市				
27	河内長野市			○	健康啓発事業
28	大阪狭山市	○		○	健康大阪さやま21計画推進事業・がん検診事業
29	太子町			○	健康展
30	河南町			◎	
31	千早赤阪村				
32	和泉市			◎	+ 健康まつり実行委員会
33	泉大津市				
34	高石市				
35	忠岡町				
36	岸和田市			○	健康増進事業、母子保健事業等
37	貝塚市				
38	泉佐野市		1	◎	
39	泉南市				
40	阪南市				
41	熊取町				
42	田尻町		1		
43	岬町			◎	
実施割合				46.5%	

2. たばこ対策の自己点検票(市町村版)

たばこ対策の自己点検票－市町村版

貴市町村におけるたばこ対策について、平成 23 年度（平成 24 年 3 月末時点）の状況をお答え下さい。23 年度の状況が不明な項目については、それに代わる直近の状況を記入して頂き、その調査時点
を記入して下さい。調査票は、4 月 16 日（月）までにメール、またはファクシミリでご提出下さい。
提出先は、調査票の最終ページをご覧ください。

I. 受動喫煙の防止

以下の各施設の受動喫煙防止対策の状況や規制内容について、あてはまるものに○印をつけて下さい。

(注 1) たばこ対策担当部署以外から出されている規則・通知についてもご確認下さい。

(注 2) 健康増進法、美化条例（吸殻のポイ捨て禁止）は含みません。

(注 3) 議会庁舎が市役所、町村役場内に議会スペース（議会棟）として設置されている場合、議会庁舎は「E. 該当場所なし」とし、市役所、町村役場に議会スペースの状況を含めて回答して下さい。

施設		質問 1. 現在の状況を 1 つ選んでください。 A. 敷地内禁煙 B. 建物内禁煙 C. 喫煙室を設けた 空間分煙 D. 上記以外 E. 該当施設なし (注) 複数にあてはまる場合 は取り組みレベルの低い 選択肢を選んでください。	質問 2. 質問 1 で A, B, C, D を選 んだ方のみお答えください。 受動喫煙の規制のレベルを 1 つ選んでください。 A. 市町村の条例（罰則有） B. 市町村の条例（罰則無） C. 市町村の規則・通知等 D. 規制なし (注) 複数にあてはまる場合は 取り組みレベルの低い 選択肢を選んでください。	質問 3. 質問 2 で A, B, C を選んだ方 のみお答えください。 規制の内容を 1 つ選 んでください。 A. 敷地内禁煙 B. 建物内禁煙 C. 喫煙室を設けた 空間分煙 D. 上記以外 (注) 複数にあてはまる場合 は取り組みレベルの低い 選択肢を選んでください。	
官 公 庁	市役所、町村役場	A B C D E	A B C D	A B C D	
	議会庁舎	A B C D E	A B C D	A B C D	
	保健センター	A B C D E	A B C D	A B C D	
	出 先 機 関	市役所、町村役場 の出張所	A B C D E	A B C D	A B C D
		市町村立施設 (屋内)	A B C D E	A B C D	A B C D
	市町村立施設 (屋外)	A B C D E	A B C D	A B C D	
学 校 関 係	市町村立保育所	A B C D E	A B C D	A B C D	
	市町村立幼稚園	A B C D E	A B C D	A B C D	
	市町村立小学校	A B C D E	A B C D	A B C D	
	市町村立中学校	A B C D E	A B C D	A B C D	
	市町村立高等学校	A B C D E	A B C D	A B C D	

II. 禁煙支援・治療

(1) 各種保健事業における禁煙支援の取組み

①母子保健事業や各種集団健診

各保健事業の実施の有無と禁煙支援の実施状況について、あてはまるものに○印をつけて下さい。

(注) 集団健診等の保健事業を医師会等の外部機関に委託している場合、下記の質問1はAを選んでください。質問2は次の基準で選んでください。

<ul style="list-style-type: none"> 市町村の担当者が保健事業の場に出向いて、<u>喫煙者全員</u>に禁煙支援を実施している 受託機関に対して、<u>喫煙者全員</u>に禁煙支援を実施することを依頼している、<u>のいずれか</u> 	A
<ul style="list-style-type: none"> 市町村の担当者が保健事業の場に出向いて、<u>一部の喫煙者</u>に禁煙支援を実施している 受託機関に対して、<u>一部の喫煙者</u>に禁煙支援を実施することを依頼している、<u>のいずれか</u> 	B
<ul style="list-style-type: none"> 市町村の担当者が<u>出向いていない</u>、または出向いているが禁煙支援を実施していない 受託機関に対して、禁煙支援を実施することを<u>依頼していない</u>、<u>のいずれか</u> 	C

保健事業	質問1. 保健事業の実施の有無を選んでください。 A. 実施している B. 実施していない	質問2. 質問1でAを選んだ方のみお答えください。 保健事業における禁煙支援の実施について、支援の内容ごとにあてはまるものを1つ選んでください。 A. 喫煙者全員に実施している B. 一部の喫煙者に実施している C. 実施していない				
		3分未満の個別指導	3分以上の個別指導	集団教育・講義	グループ学習	
母子健康手帳交付時	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
妊婦向け教室	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
乳幼児	4ヵ月健診(集団健診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C
	1歳半健診(集団健診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C
	3歳半健診(集団健診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C
国保の特定健診(集団健診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
国保の特定保健指導	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
肺がん検診(集団検診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
胃がん検診(集団検診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
大腸がん検診(集団検診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
乳がん検診(集団検診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
子宮頸がん検診(集団検診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	
肝がん検診(集団検診) (肝炎ウイルス検診)	A B	A B C	A B C	A B C	A B C	

【禁煙支援の内容】

3分未満の個別指導 : 個別に3分未満の簡易な禁煙の情報提供やアドバイス、支援を行うこと

3分以上の個別指導 : 個別に3分以上の禁煙の情報提供やアドバイス、支援を行うこと

集団教育・講義 : たばこの害や禁煙方法について情報提供を中心とした禁煙教育を行うこと

グループ学習 : 小グループ単位で参加者同士の意見交換や相互交流など、参加型の禁煙支援を行うこと

②医師会等に委託している個別健診

各保健事業の実施の有無と禁煙支援の実施状況について、あてはまるものに○印をつけて下さい。

(注) 下記の質問2の禁煙支援の内容は、前ページの3分未満の個別指導、3分以上の個別指導、集団教育・講義、グループ学習のいずれでもかまいません。

保健事業		質問1. 保健事業の実施の有無を選んでください。 A. 実施している B. 実施していない	質問2. 質問1でAを選んだ方のみお答えください。 保健事業を医師会等の外部機関に委託する際、禁煙支援を実施することを依頼していますか。あてはまるものを1つ選んでください。 A. 喫煙者全員への禁煙支援を依頼 B. 一部の喫煙者への禁煙支援を依頼 C. 禁煙支援を依頼しているが、対象は把握していない D. 禁煙支援を依頼していない
妊婦健診（個別健診）		A B	A B C D
乳幼児	4ヵ月健診（個別健診）	A B	A B C D
	1歳半健診（個別健診）	A B	A B C D
	3歳半健診（個別健診）	A B	A B C D
国保の特定健診（個別健診）		A B	A B C D
肺がん検診（個別検診）		A B	A B C D
胃がん検診（個別検診）		A B	A B C D
大腸がん検診（個別検診）		A B	A B C D
乳がん検診（個別検診）		A B	A B C D
子宮頸がん検診（個別検診）		A B	A B C D
肝がん検診（個別検診） （肝炎ウイルス検診）		A B	A B C D

(2) たばこ対策事業としての禁煙支援の取り組み

各内容の実施状況について、あてはまるものに1つだけ○印をつけて下さい。

内容	実施状況	
	A. 実施している	B. 実施していない
禁煙治療や禁煙補助剤に対する費用補助	A	B
禁煙個別相談や禁煙教室	A	B
電話やメールによる禁煙相談	A	B
印刷教材やインターネットを活用した通信教育	A	B

(3) 禁煙治療へのアクセス（事務局で一括して調査を実施するため、回答不要です。）

- 1) 医療保険による禁煙治療へのアクセス
 保険適用を行っている医療機関数 _____ 施設
 人口 10 万人あたりの医療機関数 _____ 施設
 面積 100km²あたりの医療機関数 _____ 施設 } 回答不要
- 2) OTC 薬へのアクセス
 薬局・薬店数 _____ 店舗
 人口 10 万人あたりの薬局・薬店数 _____ 店舗
 面積 100km²あたりの薬局・薬店数 _____ 店舗 } 回答不要

Ⅲ. 喫煙防止

(1) 市町村レベルでの青少年の喫煙防止のための委員会等の設置

以下の質問について、あてはまる回答の()に 1つだけ○印をつけて下さい。

質問	回答
市町村レベルで青少年の喫煙防止のための委員会等を設置していますか。	<input type="checkbox"/> 青少年健全育成などの既存の組織とは別に、青少年の喫煙防止のみを目的とした委員会等を設置している。 <input type="checkbox"/> 青少年健全育成などの既存の組織を活用して、青少年の喫煙防止のための委員会等を設置している。 <input type="checkbox"/> 設置していない

(2) 地域のタバコ販売状況（事務局で一括して調査を実施するため、回答不要です。）

- 1) コンビニエンスストアへのアクセス
 人口 x 万人あたりのコンビニエンスストア数 _____ 店舗
 面積 ykm²あたりのコンビニエンスストア数 _____ 店舗 } 回答不要
- 2) 自動販売機へのアクセス
 人口 x 万人あたりの自動販売機数 _____ 台
 面積 ykm²あたりの自動販売機数 _____ 台 }

(3) 学校における喫煙防止教育の実施状況

各校種における喫煙防止教育の実施状況について、あてはまるものに 1つだけ○印をつけて下さい。

(注 1) 必要に応じて教育委員会等、当該の部署に確認の上、回答して下さい。

(注 2) ここでは喫煙防止教育の実施を、「いずれかの学年で、1 コマ以上の授業時間を喫煙防止に焦点をあてて実施している」と定義します。

校種	A. 全ての学校で実施 B. 一部の学校で実施 C. 実施していない D. 該当の校種がない
市町村立小学校	A B C D
市町村立中学校	A B C D
市町村立高等学校	A B C D

IV. 情報提供・教育啓発

各内容の実施状況について、あてはまるものに1つだけ○印をつけて下さい。

内容	実施状況	
	A. 実施している	B. 実施していない
講演会・セミナー等の実施	A	B
健診等の保健事業で情報を提供	A	B
冊子やリーフレットの配布	A	B
ポスターの配布・掲示	A	B
ホームページで情報を提供	A	B
広報誌で情報を提供	A	B
イベントの開催	A	B

V. たばこ対策の推進体制

(1) たばこ対策推進のための委員会等の設置

以下の質問について、あてはまる回答の()に1つだけ○印をつけて下さい。

質問	回答
市町村として、たばこ対策推進のための委員会等を設置していますか。	()設置している ()設置していない

(2) たばこ対策担当者・専従体制

以下の質問について、あてはまる回答の()に1つだけ○印をつけて下さい。

専任の担当者がある場合は、その人数も記入して下さい。

(注1) たばこに関する苦情処理のみの担当者は含みません。

(注2) 担当者の人数は業務量から算出した人数ではなく、実際の人数を回答して下さい。

質問	回答
市町村として、たばこ対策推進のための専任の担当者はいますか。	()いる _____人 ()いない

(3) たばこ対策関連費用

以下の質問について、あてはまる回答の()に1つだけO印をつけて下さい。

たばこ対策関連の支出があった場合は、たばこ対策予算から執行した金額と他の事業予算から充当した金額にわけて記入してください。充当元の事業予算名も記入して下さい。

質問	回答
平成 23 年度に、市町村としてたばこ対策関連の支出がありましたか。	()たばこ対策関連の支出があった たばこ対策予算から執行 _____ 円 他の事業予算から充当 _____ 円 充当元： _____ ()たばこ対策関連の支出がなかった

回答者について

市町村 _____
回答者 _____
所属 _____
連絡先 Tel _____ Fax _____
職種 1. 事務職 2. 法令関係職 3. 保健師 4. その他 (_____)
記入日 _____ 2012 年 _____ 月 _____ 日

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。
下記事務局までメール、またはファクシミリでご返信下さい。

<お問い合わせ・提出先>

大阪府立健康科学センター健康生活推進部
増居志津子、中村正和
〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番2号
TEL : 06-6973-5531
FAX : 06-6973-3574
E-mail : masui@kenkoukagaku.jp (増居)

(注) 4月1日から組織統合により大阪がん循環器病予防センターに名称変更。
電話、FAX 番号は変更ありません。メールアドレスは、4月以降も上記の
アドレスが使用できます。